

## 御宿町地域公共交通活性化協議会運賃分科会設置規程（案）

### （設置）

第1条 御宿町地域公共交通活性化協議会運賃分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、地域における需要に応じ当該地域の住民生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、御宿町地域公共交通活性化協議会設置規約第9条により分科会を設置する。

### （協議事項）

第2条 分科会では、次の事項について協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要な事項

### （分科会の委員）

第3条 分科会の委員は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 御宿町長
- (2) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 運賃を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が分科会の委員になっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。
- 3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 分科会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、御宿町長をもって充てる。
- 3 副会長は1名とし委員の中から会長が指名する。

- 4 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
  - 4 分科会の議決は、出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否が同数の場合は、議長の決するところによる。
  - 6 会長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕のない場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付して意見を聴取し、その結果をもって分科会の議決に変えることができる。

(軽微な協議事案)

- 第7条 新たな決済手段を追加する場合については軽微な事案として取り扱うこととし、会議の開催を要しないこととする。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 委員は、分科会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第9条 分科会の事務を処理するため、分科会に事務局を置く。

- 2 事務局は、御宿町企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める

- 第10条 委員が分科会に出席した場合は、次に定めるところにより報償費を支給する。

- (1) 会長3,000円及び交通費相当分
- (2) 委員2,900円及び交通費相当分

(補則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この規程は、令和7年 月 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、令和8年3月31日までとする。